第十八条の三の次に次の一条を加える。

（低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除）

第十八条の三の二　法第三十五条の三第四項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　譲渡をした土地又は当該土地の上に存する権利（以下この号において「土地等」という。）の所在地の市町村長又は特別区の区長のイからニまでに掲げる事項を確認した旨並びにホ及びヘに掲げる事項を記載した書類

イ　当該土地等が都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内にあること。

ロ　当該土地等が、当該譲渡の時において、法第三十五条の三第一項に規定する低未利用土地等（次号において「低未利用土地等」という。）に該当するものであること。

ハ　当該土地等が、当該譲渡の後に利用されていること又は利用される見込みであること。

ニ　当該土地等の法第三十五条の三第一項に規定する所有期間が五年を超えるものであること。

ホ　当該土地等と一筆であつた土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地等の有無

ヘ　ホに規定する分筆された土地等がある場合には、当該土地等につきこの号に掲げる書類の当該譲渡をした者への交付の有無

二　譲渡をした低未利用土地等に係る売買契約書の写しその他の書類で、当該低未利用土地等の法第三十五条の三第二項第二号に規定する譲渡の対価の額が五百万円以下であることを明らかにするもの

第十八条の五第四項中「市町村長」の下に「又は特別区の区長」を加え、同項第一号中「又は」を「若しくは」に、「次号」を「以下この項」に、「）内に」を「）又は大田区若しくは大阪市の区域内に」に、「当該」を「次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該」に、「既成市街地等（同欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を「次に定める地域」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該譲渡資産の所在地が三鷹市等の区域内である場合（ロに掲げる場合を除く。）　既成市街地等（表の第一号の上欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項において同じ。）

ロ　当該譲渡資産の所在地が横浜市、川崎市、堺市、神戸市、尼崎市又は西宮市の区域内である場合　施行令第二十五条第七項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の既成市街地等

ハ　当該譲渡資産の所在地が大田区又は大阪市の区域内である場合　施行令第二十五条第七項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の地域

第十八条の五第四項第五号を削り、同条第五項中「の下欄、第五号、第六号又は第七号」を「、第五号又は第六号」に改め、同項第一号イ中「第八条第一項」を「第二条第一項の規定により特定空港として指定された空港の設置者の当該譲渡資産を同法第八条第一項」に改め、「に規定する特定空港の設置者の当該譲渡資産をこれら」及び「同条第一項に規定する特定空港の設置者の」を削り、「同項」を「同条第一項」に、「書類」を「書類及び当該所在地が同欄のイに掲げる航空機騒音障害防止特別地区に該当することとなつた日を証する書類」に改め、同号ロ中「第九条第二項」を「第二条」に、「譲渡資産を同項」を「譲渡資産を同法第九条第二項」に改め、「同条第一項に規定する特定飛行場の設置者の」を削り、「補償金を同項」を「補償金を同条第一項」に、「書類」を「書類及び当該所在地が同欄のロに掲げる第二種区域に該当することとなつた日を証する書類」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第六号」を「第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第六号」を「第五号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第七号」を「第六号」に改め、同号を同項第七号とし、同条第六項中「第七号」を「第六号」に、「前項第八号」を「前項第七号」に改める。

第十八条の六第二項第一号ロ(2)中「第二十条の二第十三項」を「第二十条の二第十四項」に改める。

第十八条の十の二第二項第二号中「第六項及び次条第一項」を「第六項及び次条第一項第二号」に、「を提出して」を「の提出（施行令第二十五条の九の二第八項に規定する提出をいう。第六項及び次条第一項第二号において同じ。）をして」に改め、同条第六項第二号中「を提出する」を「の提出をする」に改め、同条第七項中「第二十五条の九の二第十項第一号ニ」を「第二十五条の九の二第九項第一号ニ」に改め、同項第一号中「第二十五条の九の二第十項第一号」を「第二十五条の九の二第九項第一号」に改め、同項第二号中「第二十五条の九の二第十項」を「第二十五条の九の二第九項」に改め、同条第八項中「第二十五条の九の二第十一項第二号」を「第二十五条の九の二第十項第二号」に改める。

第十八条の十の三第一項第二号中「受理した特定管理口座開設届出書」の下に「（電磁的方法（施行令第二十五条の九の二第八項に規定する電磁的方法をいう。第十八条の十三の四第二項、第十八条の十三の六第六項及び第十八条の十三の七第五項において同じ。）により提供された当該特定管理口座開設届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（施行令第二十五条の九の三に規定する電磁的記録をいう。第十八条の十三の四第二項、第十八条の十三の六第六項及び第十八条の十三の七第五項において同じ。）を含む。）」を加える。

第十八条の十一第四項第一号中「、第十八条の十三第二項第三号及び第十八条の十三の五第二項第四号」を「及び第三項第二号並びに第十八条の十三第二項第三号」に改め、同項第四号中「第十八条の十二の二第一項第五号」を「第十八条の十二の二第三項」に改め、同条第五項第一号中「第十八条の十三の四」を「第十八条の十三の四第一項第三号」に改め、同条第十項中「第二十号までに規定する」を「第二十号の二までに規定する」に改め、同項第一号及び第二号中「第二十号」を「第二十号の二」に改め、同項第三号中「とする」を「とし、同項第二十号の二の株式等にあつては同号に規定する請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議により取得する上場株式等の取得の日とする」に改め、同条第十一項第二号中「第十八条の十三の四第二項」を「第十八条の十三の四第三項」に改め、同条第十八項第一号を次のように改める。

一　特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書（施行令第二十五条の十の二第十四項第二十七号イに規定する特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書をいう。第十八条の十三の四第一項第三号において同じ。）の施行令第二十五条の十の二第十四項第二十七号イに規定する提出をする者の氏名、生年月日及び住所

第十八条の十一第十八項第三号中「）又は」を「）、」に、「に係る」を「、特定累積投資勘定（同項第七号に規定する特定累積投資勘定をいう。次号において同じ。）又は特定非課税管理勘定（同項第八号に規定する特定非課税管理勘定をいう。次号において同じ。）に係る」に改め、同項第四号中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同条第十九項第一号を次のように改める。

一　特定口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書（施行令第二十五条の十の二第十四項第二十八号イに規定する特定口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書をいう。第十八条の十三の四第一項第三号において同じ。）の施行令第二十五条の十の二第十四項第二十八号イに規定する提出をする者の氏名、生年月日及び住所

第十八条の十一第二十項第一号中「）を提出する」を「第十八条の十三の四第一項第三号において同じ。）の施行令第二十五条の十の二第十五項に規定する提出をする」に改め、同条第二十四項第一号中「を提出する」を「の同項に規定する提出をする」に改める。